

# 國學院大學學術情報リポジトリ

「律令要略」について：  
「公事方御定書」編纂期における私撰の幕府法律書

|       |                                                                                                                              |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メタデータ | 言語: Japanese<br>出版者: 国学院大学法学会<br>公開日: 2024-05-11<br>キーワード (Ja): 律令要略, 公事方御定書<br>キーワード (En):<br>作成者: 高塩, 博<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="https://doi.org/10.57529/0002000376">https://doi.org/10.57529/0002000376</a>                                        |

## 「律令要略」について

——「公事方御定書」編纂期における私撰の幕府法律書——

高 塩 博

はじめにー研究史ー

一 序と公事吟味之心得

二 本書の編纂資料ー「公事訴訟取捌」ー

三 本書の編纂資料ー編纂途上の「公事方御定書」ー

四 編纂の意図と編者氏長

むすび

はじめにー研究史ー

「律令要略」は幕府法に関する私撰の法律書である。その序に、「寛保元酉年初夏 氏長」とあるので、寛保元年（一七四一）四月の成立と見られている（後述するように、実は翌二年二月二十二日以後まもなくの成立）。寛保元年は「公事方御定書」成立の前年である。編者の「氏長」については、いまだその人物が特定されていない。本書は、

序、公事吟味之心得、目録、本文で構成される。後述の「近世法制史料叢書本」によると、本文は公事訴訟取捌大概から十五歳以下御仕置までの六四項目に八二一箇条の法文が類集されている。本書はかなり流布したらしく、多くの写本が伝えられており、これを幕府法とみなして利用した藩も少なからず存在したようである。

本書は昭和十四年（一九三九）、『近世法制史料叢書』第二（弘文堂書房）の中に石井良助氏の校訂によつて翻刻され、さらにその二十年後の昭和三十四年、創文社より復刊訂正版として刊行されたので、今日その法文は容易に見ることができる。石井氏の解題は、本書の内容と価値について左のように簡潔に記している。<sup>(1)</sup>

律令要略は、その序文に明示せる如く、氏長なる者が寛保元年に編述した法律書である。恐らく、本叢書第一に収めた元禄御法式と同じく、幕府の判決の要旨を類集したものであらうと思はれ、それだけでも貴重な史料であるが、殊に、公事方御定書編纂の直前に編述された点に特別の価値を有するのである。多くは一卷一冊より成るが、二冊本、三冊本、五冊本（十巻に分る）等もある。

「律令要略」はその後、序および公事吟味之心得の部分のみが『牧民心鑑・素書・律令要略序等』（『司法資料』別冊一六号、昭和十八年、司法省秘書課）に収載され、編者の岡琢郎氏が左の解題を記した。<sup>(2)</sup>

律令要略は、桜町天皇の寛保元年（皇紀二四〇一年・八代將軍徳川吉宗の治世で御定書編纂のあつた年の前年に当る）、氏長の著はしたもので、公事訴訟罪科之者取捌大概以下拾五歳御仕置に至る迄約六十有餘の項目に互つて、幕府の裁判の要旨を蒐録したものである。本書に収めた公事吟味之心得は、その序文の次に記されてあるものであつて、吟味の仕方公事の取扱方等についての心得や毎日の覚悟などについて、簡明に記述したものである。その序文にも、吟味の心得を詳述してあるので、これをも併せて収載した。いづれも編者所蔵本を本とし、石井良助氏の近世法制史料叢書本に拠つて校勘を加へた。

氏長といふ人の姓氏や身分については、遽かに治定する資料もないのであるが律令要略の内容から推しても司法の方面には相当深い関係のあつた人であることだけは窺はれる、記して後人の教を待つ次第である。

石井氏の解題によるに、本書は「幕府の判決の要旨を類集したもの」と思はれ、「公事方御定書編纂の直前に編述された点に特別の価値を有する」法律書である。つまり石井氏は、本書を近世法制史上の重要史料の一つとみなし、これを翻刻されたのである。「公事方御定書」制定以前の幕府法制を知る重要な法律書に「庁政談」が存する。石井氏は「庁政談」を翻刻刊行した際、その解題の中で、「律令要略」と「庁政談」との関係について、「内容の類似して居る所より見て或は律令要略は庁政談を増訂したものではないかとも考へられる」と述べておられる<sup>(3)</sup>。

石井氏の翻刻から今日に至るまで、「律令要略」を考察する専論は現れなかった。しかし、行論の過程で本書に言及する論考はいくつか存し、とりわけ中田薫氏の言及には、法律書としての本質にかかわる重要な指摘が存する。すなわち、左のごとくである<sup>(4)</sup>。

元禄乃至寛保間の法源を通じて看取される、三つの中世法と異なる重要な法律観の変化を指摘しておきたい。  
 (中略) その二は「律令」概念の復活である。前掲私撰法規集の中特に異彩を放つものは、已説の「大法」と「道理」との軽重を説いた律令要略である。著者氏長は此書に集録した「大法」を「律令」と称してゐる。元来徳川法は中世武家法を継受したものであるから、これを王朝の法体系に倣つて律令と称することは、一見時代錯誤の感なきを得ないが、「大明律令」の影響を受けた著者が法規の中にはおのずから刑罰を主としたものと指導的規範(所謂教令法)を主としたものとの二つがあることを反省自覚した法意識の発現であろう(序文参照)。これが当時における法曹家の新見解を代表するものか、著者の創見であるかは別問題として、確かに中世的法律観に比し数歩を進めたものと云えよう。然らば律令要略において律と云い令と云うものは、具体的

に如何なる規定を指ざしたものであるか。一読して分るように此書の内容は主として過去の判例を六十三節八百二十条に分集したものであるが、その大部分は刑事法に関し僅かに三節至二十節二百九十四条だけ民事に関するものである(徳川時代の裁判に民事刑事の区別を当てはめることは無理であるが、便宜上此語を使用す)。著者が令と称したものは恐らく此民事的判例(尤も此中にも刑罰的法例が交つてゐる)であろうが具体的には指示されてゐない。

ついで、荃田佳寿子氏が「公事方御定書」を研究する過程において本書に言及するところがあり、傾聴すべきいくつかの指摘が存する。第一は、「寛保元年初夏になつたという「律令要略」が、寛保元年六月伺、九月極以降の法文を含んでいる」と述べて、編纂途上にある「公事方御定書」の法文を含むことを指摘されたことである。第二は、編纂者に関して、「庁政談」「律令要略」のふたつの法律書は勘定奉行配下評定所属吏のもとで編纂されたとの指摘である。第三は、「律令要略」が刑法規定を含むが故に「公事方御定書」に代わる幕府法として定着したことにつき、

「庁政談」と「律令要略」を比較すると、「律令要略」各諸本は名称、内容ともほぼ一定しているが、「庁政談」系統本は、異同が多い。「律令要略」は私撰であるが、「庁政談」は私撰・公撰について議論がある。両者の決定的な差異は、「律令要略」が「公事方御定書」に準じているのに対して「庁政談」系統本はいずれも、「御仕置」の中心である「逆罪」「人殺」「下手人」「重キ科人」等の条文を欠く。このことよって「律令要略」は私撰でありながら、後年「公事方御定書」に代わるものとして定着した。たとえば平戸藩では、幕府評定所留役江坂孫三郎へ内々で「律令要略」の訂正加筆を依頼し、留役自身これに応じている(石井良助編『近世法制史料叢書』第二「解説」)。宇和島藩では天保二年七月「刑罰掟」で、明文のないときの準拠法に、「律令要略」

を採用している（井上和夫『諸藩の刑罰』）。

と記すことである。<sup>(5)</sup>

荻田氏に次いで「律令要略」に言及したのは、服藤弘司氏である。服藤氏は、本書が「公事方御定書」に代わる幕府法律書として広く流布し、諸藩の裁判法に与えた影響は「公事方御定書」に劣らないと推測し、次のように記しておられる。<sup>(6)</sup>

「律令要略」が、諸藩刑事法をはじめ裁判法に与えた影響は、並大抵のものではなく、それは決して御定書に劣らないものではなかったかと推測される。有力大名家に残存する史料のなかには、必ずといってよいほど「御当家令条」などとともに「律令要略」が所蔵されており、「律令要略」は、おそらく御定書に代る幕府法律書として、大名間は勿論世間一般に広く流布したのであろう。

その後拙文において、本書の序が「大明律例譯義」の「律大意」を抜萃要約してこれを作文したものであることを指摘したことがある。左の通りである。<sup>(7)</sup>

『律令要略』が『大明律例譯義』の「律大意」を抜萃及び要約してこれを序となし、刑事訴訟並びに行刑の基本方針としていることは、『御定書』編纂の時期において、『譯義』が幕府司法に関与する人々の間で参考とされていたことを示すものではなからうか。

「大明律例譯義」は中国の「明律例」の逐条注釈書である。和歌山藩の儒医高瀬喜朴（号は学山）が將軍徳川吉宗の命によって著述した。十四卷十四冊（首末各一卷、本文十二卷）から成り、享保五年（一七二〇）の成立である。<sup>(8)</sup>

本書の重要性が認識された故か、『国史大辞典』は「律令要略」の項目を設けた。荻田佳寿子氏が執筆を担当し、

次のように記している（第十四卷五七八頁、平成五年、吉川弘文館）。

江戸幕府の先例・法例を簡条書条文体にした法律書。著者は氏長または北条氏長。多くは一卷一冊であるが、二冊本・三冊本・五冊本などもあり、寛保元年（一七四一）初夏成立。序文は『大明律』の大意の要約と、公事吟味の心得を述べている。本文は「公事訴訟罪科之者取捌大概」以下六十四項目に分類し、冒頭に評定所看板の大意以下八百二十余を集録している。『公事方御定書』編纂過程で生まれた法律書の一つであるが、『庁政談』が項目分類だてに成功していないのに対して、『律令要略』はより完成したものになっている。幕府の編纂方針が百三箇条に集約されたのに対して、律令に習って幅広い古例や慣習を網羅しようとした意図がある。私撰ではあるが、江戸時代後期には実務のレベルで効力をもつようになった。写本も多く、類本には『律例要略』『通律秘訣』などもあり、序文は異なるが本文はほぼ同じである。石井良助編『近世法制史料叢書』二に所収。

見落としがあるかも知れないが、以上が管見に入った研究史である。この小稿は、「律令要略」の「律令」の意味を確認するとともに、依拠資料を検証することによって成立の背景と編纂意図などを考察しようとするものである。大方のご教示を乞う次第である。

## 一 序と公事吟味之心得

本書は本文に先立って、「序」および「公事吟味之心得」という文章を置いている。その内容は、いずれも裁判役人の心得である。序は主として吟味筋の審理にあたって肝要な事柄を説き、公事吟味之心得は出入筋の審理に必

要な心得を九箇条にわたって述べている。

序は「大明律之大意に曰、律令は天下を治むる法なり、令は前方に教へて善ニ至らしめ、律は後ニ懲し、善ニすゝめ云々」で始まり、「天下その政を楽み、其徳ニ帰服して、仰き尊ふ事父母のことにく、従て思ひつく事流水のことし」で終わる。その後、「右文編は私の作意ニあらず、大明律令序文之内、聖主の思召を略して爰ニ記して序文と成す而已」という注記を置き、「寛保元酉年初夏日 氏長」という日付と編者の名が記される<sup>(9)</sup>。右に「大明律之大意」というのは、すでに指摘したように、「大明律例譯義」の「律大意」のことである。律大意は、中国の諸書とりわけ「大学衍義補」「律例箋釈」の両書を中心として、それらから刑政の要諦を書き抜いて三九箇条にまとめたものである<sup>(10)</sup>。編者高瀬喜朴はこれを同書首巻の冒頭に置いている。本書はこの律大意から、律令法の趣旨、犯罪容疑者取り調べの要点をはじめとして、吟味筋（刑事手続）の要領を適宜抜き出して序を作成したのである。

序はその冒頭、律令法の何たるかを述べる。この文章は、律大意第二・三・六条からそれぞれ一部分を抽出して作文したものである。前掲したように、序の冒頭は、「律令は天下を治むる法なり、令は前方に教へて善ニ至らしめ、律は後ニ懲し、善ニすゝめ、」というものである。この文言は、律大意第二条に、

一明太祖曰、律令者天下を治る法なり。其内令ハ前方に教へて善に至らしめ、律ハ後に懲して善にすゝむ。古昔ハ律令至て簡約なり。後世に至て箇条多なりて、何事をいふやらん、其義に通する事もならぬ程になり来れり。<sup>(11)</sup>（以下略）大学衍義補（傍線は引用者、以下同じ）

とある文章から傍線部を採用したものである。右の文は、編者高瀬喜朴が「大学衍義補」巻一〇三慎刑憲（定律令之制下）から抄録しており、「善に至らしめ」「善にすゝむ」の部分のみは、高瀬が付加した文言である。

序は続いて、

①罪を犯す事なき様ニとの意ニして、罪を犯して以後、其者をのかさす罪ニ行ハんと意ニてハなし、②天下の民の無知ニして法を犯し、罪ニ逢は、たとへは赤子の物をしらす、井戸の内へ入るかとし、③然るニ今時仕官するもの律を知らず、民を治る官ニなりても、又律に心を入す、下役手代まかせにして、罪をさばく事をす、④法を立、令を設る心は、民の避やすく、犯しかたき様ニあれかしとの儀也、然るに役人手前ニ隠し置時は、其役人さへ委敷しらする事ありて、時ニのそんて過多し、⑤前方より民を教ゆる事もせず、咎ニ行ふ時あやまりなくとも、孟子の、常に教へす、何をも知せずして置て、罪を犯したるとき、誅伐するは虐也といへるものニて、好とはせず、

(番号は引用者、以下同じ)

と述べる。<sup>(12)</sup>この記述は、律大意第三条および第六条の中から適宜に文言を抜き出して作文したものである。すなわち律大意第三条には、

一古へ太祖高皇帝、毎度大臣に勅して、唐律を更め定め、五六度迄編直させ、其上上意に不叶処、<sup>(ママ)</sup>震翰を以て改め直し、定て明律とし、律の内に講読律令の箇条を立て、百司官吏等、第一に律の文を読おぼえ、律の意を合点し、とくと会得せしむ。(中略)其思召ハ必竟罪を犯さぬ前に、何とぞ諸人に①罪を犯す事なきやうにとの意にて、罪を犯して以後、其者をのがさず罪に行ハんと意にてハなき也。③然るに今時仕官する者、右の思召を合点せず、書生にて学問する時には、律を知ず、すでに召出されて、民を治る官になりても、又律に心を入ず、たゞ下役手代まかせにして、罪をさばく事をし、又左もなき者は、我が在所より訟師<sup>公事たくミする者。此方のもがりと言者</sup>なり。罷吏<sup>手代の罪あつて、やめられたる者なり</sup>をつれ来りて役所に至り、夫と相談し、夫まかせに諸事をさばくにより、(中略)千百人の命を、草の菅などのごとく思ふて、我が一官を莊嚴する者、其罪幾多ぞや。②天下の民の無知にして、法を犯し罪に逢ハ、たとへば赤子の物をしらす、井土の内へ入がごとし。然ば上の思召を酌はかり、そのごと

くすべき所、⑤まへかたより民を教る事もせず、たとへ犯して以後、咎に行ふ時あやまりなくとも、孟子の常に教へず、何をも知せずして置て、罪を犯したる時に誅伐するハ、虐なりといへる者にて、好とハせず。いはんや罪にいひ付る時に、我が心まかせにして、罪に入たく思へバ、よきかげんに律を引、ゆるすべきと思へバ、大罪の者なりとも、むりにゆるすべき方の律を引やうにし、法を枉、ミだりなる事をする事多き者をや。

（以下略）律例箋釈目序

とあり、<sup>(13)</sup>同じく第六条には、

一丘瓊山曰、周礼の法を象魏門にかくる意は、惟民のしらず、ふと犯して、罪にかゝらん事をおそれたり。

④法を立、令を設る心ハ、民の避やすく、犯しがたきやうにあれかしとの儀なり。然るに役人手前に藏し置時ハ、其役人さへ委くしらざる事あり。いはんや無知の細民をや。いやしき閭閻の下より朝廷の法度を望む事

ハ、九地の下より九天の上を見るがごとし。上の思召をはかりしる事なし。<sup>(14)</sup>（以下略）大学衍義補とある。前掲の序は、これらの文章の傍線部分を番号順につなぎあわせたものである。右に続く序の記述は、

囚の罪を断するニは其事肝要なる所をもとめ、能々ねらし、何とそ生すべき道も有哉と求む、<sup>(15)</sup>というもので、この文は左に示す律大意第八条の傍線部分を摘録したものである。<sup>(16)</sup>

一康誥曰、囚の罪を断するには、其事の干要なる所をもとめ、よく／＼考る事、五六日より十日ほどもねらし、何とぞ生すべき道もありやと求め尋ね、弑殺すべきにきはまりたる時に、罪に行ふべし、書經

序と律大意とをこれ以上は比較対照しないが、序のこれ以降の文面は、律大意の第二十九、三十条の全文を引用し、および第十二、第十四、第二十一、第二十五、第三十一、第三十二の各条から右に見たのと同じ仕方によって必要な部分を抜き出している。本書の編者氏長は右に見たように、「大明律例譯義」の律大意三九箇条の中から肝

要な文言を抽出して吟味筋（刑事手続）に携わる役人の心得るべき事項を記述し、これを以て序としたのである。

本書は、序の次に九箇条にわたる公事吟味之心得を置き、末尾に「右ニ記す所は私の作意ニあらず、古人の智言なり」とことわる。文字通りに「古人の智言」を集録したのか、あるいは何らかの依拠資料が存在するのかについては未詳である。たとえば、その第二条は、

一 双方より証拠と指所の書物文談之意味、又は其申所ニ就て、寢食を忘れ、心力を勞して実否を考ふれば、不審起るへし、其不審の事を推て尋ねは、不審晴るゝ事有へし、  
 という記述であり、第五条は、

一 正理を知る事かたし、彼に問、是に求め、双方ニ尋て、自然と本理を知るへし、唯邪を鎮めて、正理に和睦し、内証ニて済す事を専とせんか、

という記述である。これらは、出入筋（原告被告双方を審問して判決を出す訴訟手続）の取り調べについての要領を説く。また、第七条は左に記すような文言である。

一 山賤野夫はこひへつるふの才もなく、令色慎もなき故、理の拠り所ニしてハ他方を忘れ、無礼過言も有へし、聞人ハ中央ニ居てわけける故、人の非も見へへし、無礼過言を咎め、怒り罵る事努々あるへからず、猶面色言葉と和ケ申さすへし、怒を起して大音に叱り咎れば、恐れて言語たゞしからざるなり、唯容儀の整と巧言の美ニ迷ふへからず、

これは、地方から江戸に出て争う原告被告を審問する際の心得を説いた文言である。最終の第九条は、取り調べを担当する役人の間柄について左のように説いている。

一 相役と和合して、生得之智慧を以て、是非を論して、何事も自己の理を立す、幾度も熟談して正邪を可決、

唯短慮を大病とす、棟々然として工夫すへし、相役の非分ありとも、即時ニ答る事なかれ、席を去り、或は日久しふして改へき也、

これらの記述<sup>(17)</sup>から見るに、公事吟味之心得は勘定奉行所や評定所など、中央の裁判役所における実務役人すなわち勘定、支配勘定あるいは評定所留役などに向けての心得を説いていると見てよいであろう。要するに、序は吟味筋の心得、公事吟味之心得は出入筋の心得を説いた文章なのである。これは、「律令要略」が吟味筋、出入筋の双方の内容をもつ法律書として編まれていることを意味する。本書が「公事訴訟  
罪科之者取捌大概」をもつて第一項とするのは、このことを如実に物語っている。

## 二 本書の編纂資料―「公事訴訟取捌」―

本書は八二二箇条の法文から成り、これを六五項目に類集した法律書である。先に紹介したように、石井良助氏は、「内容の類似して居る所より見て或は律令要略は庁政談を増訂したものではないかと考へられる」と指摘される。「庁政談」という法律書は、「評定所御定書」の類本の一つである。<sup>(18)</sup>石井氏の翻刻された「庁政談」は三六〇箇条の法文を有し、第一三八条以下が離旦之寺社（第一三八条〜第一百五六条）、質田畑（第一五七条〜第一七六条）、借金家質（第一七七条〜第二〇〇条）、裁許破綻背（第二〇一条〜第三六〇条）の四項に分かれており、

右三百七拾ヶ条は元文貳年巳十一月三奉行伺之上、評定所之御定書也、此書物他見不成者也、

という奥書が存する。石井氏は、この奥書の記事が「正しとすれば、元文二年に編纂された徳川幕府官撰の定書であるが、果して、「三奉行伺之上、評定所之御定書」なりや否や疑問の餘地があり、或は私撰の法律書ではないか

とも察せられる」と述べておられる。<sup>(19)</sup>

官撰私撰の議論はさておくとして、「庁政談」に収載する三六〇箇条の法文<sup>(20)</sup>が幕府法であることには異論がない。そこで、「庁政談」の各条と本書の各条とを逐一比較してみると、本書が「庁政談」の全三六〇箇条中、およそ一六〇箇条以上を継承していることが確認できた。つまり、本書は「庁政談」の全体を継承し、それに増補修正を加えたというわけではない。したがって、「増訂」という表現は当を得ない。<sup>(21)</sup>

ところで、「庁政談」を増補した法律書に「公事訴訟取捌」と題する伝本が存する。この法律書は、公事訴訟取捌より裁許破綻背御仕置者大概までの一四の項目を立てて四〇〇条餘りの法文を収めている。「庁政談」の法文を一四項目に分類整備するとともに法文数を増補した書である。こんにち、先学の努力によっていくつかの伝本が翻刻されているので、活字によって本書を見ることができ<sup>(22)</sup>る。以下、本稿が引用する「公事訴訟取捌」は、橋本久氏の翻刻された京都大学法学部所蔵本（以下、京大本と称す）を用いることとする。

「公事訴訟取捌」は、第一三項奉公人出入に一〇箇条の法文を収録する（第二一条〜二二〇条<sup>(23)</sup>）。一〇箇条すべてが増補の法文であり、「律令要略」はここから第二二四条以下の七箇条を採録する。本書の一八奉公人、欠落、取逃、引負の第二九三条から二九九条までの七箇条がそれである。<sup>(24)</sup>したがって、本書が編纂資料として参照したのは、「庁政談」ではなく、それを増補した「公事訴訟取捌」である。さらに両書と比較すると、本書は「公事訴訟取捌」における増補法文中から一八箇条を採録していることが判明する。したがって、本書は「公事訴訟取捌」四〇〇条餘からおそらくは一八〇箇条以上の法文を継承しているのである。

本書が「公事訴訟取捌」の法文をどのように採録するかを眺めてみよう。「公事訴訟取捌」の法文は概して短文である。それ故、法文に変更を加えずにそのまま採り入れる場合が多い。しかし、修正する場合も存する。一例を

あげて見よう。

一 離別之証拠無之、女房親元え参り居、相果といへとも、諸道具持参田畑不及返、可為心次第也、

〔公事訴訟取捌〕第一三〇条<sup>(25)</sup>

一女房親元え参居相果候共、離別之証拠於無之は、諸道具持参金田畑共ニ不及返之、夫之心次第たり、

〔律令要略〕第三二六条<sup>(26)</sup>

右の修正は、語句の順序を入れ替えて法文の意味する処を明瞭ならしめたのである。次に、但書を設けて法文を整備する場合が散見されるので、その一例を紹介しよう。

一 取逃引負欠落もの、主人見合ニ本人を召連来ルおゐてハ、取逃之ものは前条有之通申付、右欠落之者当宿有之店請人取置候ハ、不慥成ものえ店借シ立候品ヲ以過料、若当宿店借も取立ニおゐてハ尤当宿過料可申付、若取逃致引負候もの御仕置申付ル、

〔公事訴訟取捌〕第二一六条<sup>(27)</sup>

一 取逃引負之欠落もの、主人見合ニ本人を召連来ルニおゐてハ、取逃者は前条ニ有之通申付、

但、右欠落もの、当宿ニ有之店請人取置候ハ、不慥成者之店請ニ立候品を以過料、若当店請も於不取置は、尤当宿過料、

〔律令要略〕第二九七条<sup>(28)</sup>

また、「公事訴訟取捌」の法文中、長文のものについては複数の法文に分割することにより、法文の意味を明瞭ならしめることがある。その一例として四箇条に分割した事例を示そう。

一 男女申合於相果は、死骸不及伺取捨、一方存命に候ハ、下手人、双方存命ニ候ハ、三日晒、非人之手下ニ申付ル、主人と下人と申合相果、主人存命ニ候ハ、不及下手人、非人手下申付ル、

〔公事訴訟取捌〕第三〇九条<sup>(29)</sup>

一 男女申合、相果候もの、死骸弔候事停止、取捨、

一 一方於存命は、下手人、夫有之者ハ死罪、

一 双方於存命は、日本橋ニて三日さらし、非人之手下、

一 主人と下人申合、下人相果、主人於存命は、不及下手人ニ、非人之手下、

〔「律令要略」第四三九〜四四二条〕<sup>(30)</sup>

要するに、「律令要略」は「公事訴訟取捌」からその半数近くの法文を取り込んだのであるが、その際、法意をより明瞭にするために修正を加える場合が存するのである。

本書の各項目中、法文の多くを「公事訴訟取捌」から継承するのは、以下の通りである。五馬次、川岸、市場においては一二箇条のうちの九箇条、六田畑においては一〇箇条のうちの八箇条、八村境においては七箇条のうちの六箇条、九国郡境においては五箇条のすべて、一九跡式、養子縁組、後家においては四一箇条のうちの二六箇条、三十四密通においては二九箇条のうちの一一箇条を「公事訴訟取捌」から採用している。

### 三 本書の編纂資料―編纂途上の「公事方御定書」―

本書は、「公事方御定書」の法文を多数収載している。その幾例かを紹介しよう。本書五三火附并火札の第六四九条は、左のような法文である。<sup>(31)</sup>

一 火罪之者引廻之事、物取ニて火を附候もの不及晒、

日本橋 両国橋 四ッ谷御門外 赤坂御門外 昌平橋外

右之分引廻し候時、人数不依多少、科書之捨札建置之、尤火を附候所其者居候所町中引廻し之上火罪、但捨札三十日建之、

一物取ニ無之火附は、さらし井不及捨札、火を附候処居所町中引廻し之上火罪、

この法文は、「公事方御定書」下巻第七十条火附御仕置之事の第三・四項に同文である。<sup>(32)</sup> また、本書四五科人を為立退候類の第五九四・五九五・五九六条は、左のような法文である。<sup>(33)</sup>

一火附又は盜賊之上、人を殺し候もの、

一致徒党、人家え押込或は追剥之類

右之類、科人同類ニは無之候共、其者ニ被頼、住所を隠、或は為立退候者、死罪、

一喧嘩口論当座之儀にて人を殺候もの、

右科人之同類ニは無之候共、義理を以被頼、住所隠、或は為立退候ものハ、急度叱、

この法文は、「公事方御定書」下巻第八十条科人為立退并住所を隠候者之事の第一・二項に同文である。続いて本書一七奉公人請状の第二七八・二七九条は、次のような法文である。<sup>(34)</sup>

一自分之名を替、奉公人之請ニ立候者 江戸十里四方 追放、

但、奉公人と馴合、判賃之外ニ給金之内をも配分取、為致欠落候ハ、死罪、

一人之仕業と相見候寄子之変死を、不存分ニいたし候者 所払、

但、人之仕業と不相見、致変死候を不訴出分ハ、叱り、

この法文は、「公事方御定書」下巻第四十二条奉公人請人御仕置之事の第十四・十五項に同文である。

本書五五盗人の最初の一〇箇条は、第六七九条の「一人を殺、致盜候もの 引廻之上 獄門」で始まり、第六

八八条の、

一手元ニ有之品を不斗盜取候類

金子は拾両以上、雜物は  
代金ニ積り拾兩位より以上 死罪、

金子は拾兩以下、雜物は  
代金ニ積り拾兩位より以下 入墨之上敲、

に至る。<sup>(35)</sup>これらの法文は、「公事方御定書」下巻第五十六条盗人御仕置之事の第二項から第十一項までと同文であり、配列にも差異はない。

本書三五狼藉あはれ者の第五一六・五一七条は、

一御城内ニて口論之上、拾人以上敲合、摺合候もの 双方当人 重追放、

同致荷担候もの 敲之上江戸払、

一あはれ候て町所をさわかし候もの

敲之上 所払、

但、所々ニてあはれ候ニおゐてハ、敲之上中追放、

という法文であり、<sup>(36)</sup>これらは「公事方御定書」下巻七十六条あはれもの御仕置之事の第一・二項に同文である。このように本書は「公事方御定書」の法文を採録するのであるが、右に示したのはその一部分に過ぎない。又、次に示す九項は「公事方御定書」の法文のみで構成される。一一借金、分散、一六欠落奉公人、盗人も准之、三五狼藉あはれ者、四六人相書を以尋、四八怪我ニて相果候もの之相手、五一辻番御仕置之事、五六廻船荷物、五八似せ事、毒薬、六四十五歳以下御仕置がそれである。すなわちこれらの項目は、「公事方御定書」の法文を採録するために設けられたのである（註(43)の一覧表参照）。

ここで注意すべきは、「律令要略」は寛保二年三月成立の「公事方御定書」を参照した訳ではないということ

ある。本書の序は、氏長なる人物が「寛保元酉年初夏」に記した。この時をもって本書の成立と捉えるならば、翌二年三月の「公事方御定書」を参照することはあり得ない。それ以前の、編纂のさなかにある「公事方御定書」の法文を参照しているのである。右に引用した火附并火札の第六四九条は、元文五年閏七月伺、同年同月下知となつた法文である。<sup>(37)</sup>同様に、科人を為立退候類の第五九四く五九六条は元文五年十月伺、同年十一月七日下知、<sup>(38)</sup>奉公人請状の第二七八・二七九条は寛保元年三月二十三日伺、同年四月二日下知、<sup>(39)</sup>盗人の第六七九く第六八八条は寛保元年六月伺、同年九月二十二日下知、<sup>(40)</sup>狼藉あはれ者の第五一六・五一七条は寛保元年十一月伺、同二年二月二十九日下知の法文である。<sup>(41)</sup>

「公事方御定書」下巻の法文すなわち犯罪と刑罰との対応関係を定める刑法規定を決定するについては、御定書掛三奉行による法文案の提示と、それに対する徳川吉宗の承認ないし修正意見の表明とが幾度となく繰り返された。下巻の法文に限って言えば、元文五年閏七月十六日の三奉行伺、同三月二十二日の下知に始まって、寛保三年三月伺、同月二十二日下知に至るまで、伺と下知は少なくとも十二回くり返された。<sup>(42)</sup>「律令要略」は右に見たように、寛保元年十一月伺、翌二年二月二十九日下知の法文までを収載する。本書の一八〇箇条餘が「公事方御定書」に基づく法文である。<sup>(43)</sup>

その後、寛保元年十二月に下巻三七箇条、翌二年三月に下巻四箇条についての伺がなされ、これらの法文案については寛保二年三月二十二日に下知があった。これを最終の下知として、五日後の三月二十七日をもって「公事方御定書」が成立するのである。本書は、この最終下知の法文を採録していない。このことは、本書に左のような法文が存することによっても裏付けられる。本書三〇隠売女并相對死の第四三三条は、

一 隠売女致商売ものを店ニ差置候者は

屋敷家財  
家蔵共ニ取上、

但、地主は外ニ罷在、家主計差置候共、同断、

という法文である。<sup>(44)</sup>これに該当する「公事方御定書」の法文は、

一 隠売女いたし候もの、并踊り子を抱置、為致売女候もの 家財取上、百日手鎖にて所預ケ、隔日封印改、

というものであり、こちらは寛保元年十二月伺、同二年三月二十二日下知の法文である。<sup>(45)</sup>また、本書五九関所破、

人勾引の第七三六・七三七条は関所破に關する法文であり、左の通りである。<sup>(46)</sup>

一 関所脇道を越候もの、於其所 死罪、

一女を勾引、関所脇道忍越候頭取、於其所 磔、

一方、「公事方御定書」における関所破りの規定は、下巻二十条関所を除山越いたし候もの并関所を忍通候御仕

置之事に、

一 関所難通類、山越いたし候もの 於其所 磔

但、男に被誘引、山越いたし候女ハ奴

一同案内いたし候もの 於其所 磔

一同忍通り候もの 重キ追放

但、女ハ奴

と定められており、「律令要略」の法文とは異なる。「公事方御定書」の右の法文は、寛保元年十二月伺、同二年三

月二十二日下知によつて定まったものである。<sup>(47)</sup>このように、本書は寛保二年三月二十二日下知の法文については、

これを採録しないのである。

なお、本書には「公事方御定書」の元文五年草案と同意あるいは近似する法文を見い出すことができる。本書四

七理不尽、怪我ニて人殺手追餘病死の第六二二条は、

一手疵負候もの、元より死ニ及候疵ニて無之處、平癒之内餘病差発死候ハ、弥遂吟味、餘病ニて死候ニ於無紛は、相手不及下手下人、

という法文であり、これは元文五年草案の下四十疵被附候者外之病ニて相果疵付候者御仕置之事(49)に同文である。続く第六二三・六二四条もまた、元文五年草案の下四十二鉄炮あた落并怪我ニて相果候者相手御仕置之事(50)に同文である。その他、元文五年草案に全くの同文ではないにしてもきわめて近似し、あるいは法意を同じくしかつ法文も類似する場合が存する。たとえば、本書一二借金、売懸金銀の第一七一条は、

一白紙手形ニて借金銀、手形は破捨、重キ過料、

という法文であり、これは、元文五年草案の上五三白紙手形ニて金子借之者(51)之事の、

白紙手形ニて借シ金等仕候者有之候節、証文ハ破捨、重キ過料可申付事、

という本文と同意でかつ文面も近似する。同様に、本書五二科人拷問并訴人、旧惡の第六四五条は、

一旧惡之儀、重キ盜賊或は人を殺し候品扱は、たとひ相止候共、さかひも無之事故、御仕置ニ可被成候、為渡

世一旦致惡事、其後不宜事と存、相止候段於分明は、其品を立、過料等当分之咎申付、

という法文であり、一方の元文五年草案の下四十三の旧惡御仕置之事は、左のような法文である。(54) 両者は同趣旨であり、法文もさして変わりはない。

旧惡之儀、御法度を背候事(52)候間、御仕置可成候得共、重盗いたし或は人を殺候品などハ、たとへ相止候と申候ても、さかひも無之事(53)に候、渡世ノ為惡事一旦いたし候へ共、其後不宜事と(54)存相止候段分明ニ付てハ、其品ヲ取立、過料又ハ相当之咎可有之事、

同様に法文をほぼ同じくするのは、次の三箇条である。本書一公事訴訟  
罪科之者取捌大概の第二八条が元文五年草案の下六十二破戒之僧御仕置之事に、本書四七理不尽、怪我ニテ人殺  
手負餘病死の第六二三・六二四条が元文五年草案の下四十鉄炮あた落并怪我ニテ相果候者相手御仕置之事にそれぞれほぼ同文である。さらに本書一公事訴訟  
罪科之者取捌大概の第四四条は、元文五年草案の下四寺社方訴訟人取捌之事の第四項に法意を同じくし、法文も類似する。

これらの他にも法文の意味するところが同じであり、あるいは法文そのものが近似する事例が存する。すなわち、本書一公事訴訟  
罪科之者取捌大概の第三一・三二条は、元文五年草案の下二十九溜預ケ之事・下二十八養生所え遣候病人之事に同趣旨である。加えて本書一四家質、道具出入の第二一四条は、その法文が元文五年草案の上五十二家質濟方之事に近似する。元文五年草案に依拠したであろうと思われる法文は、気づいた限りでは右の一一箇条である。本書が「公事訴訟取捌」の法文を採録する際、法意を明確にするための修正を加えたのと同様、元文五年草案の法文を採録するについても、法意を明瞭簡潔にするための修正を施している。

#### 四 編纂の意図と編者氏長

第二・第三節において検証したように、「律令要略」はその全八二二箇条中、一八〇箇条以上を「公事訴訟取捌」から採録し、一九〇箇条餘を目下編纂中の「公事方御定書」から採録した。つまり、本書の半数近くの法文については、依拠資料が明らかになったわけである。さらに若干の法文については、依拠資料を指摘することが出来る。本書四七理不尽、怪我ニテ人殺  
手負餘病死の第六一八〇第六二一条は、左のような法文である。<sup>(35)</sup>

一下人不届者ニ付、強く致折檻候故、相果候主人之妻 百日手鎖、

一鉄炮あた落ニて人ニ中り相果、相手存命之内下手人御免相願候付 追放、

一弟子を強折檻之上、食もあたへず候ゆえ、相果候を押隠候師匠 遠島、

一子供兩人遊び候上、怪我ニて咎人を殺し、被殺候親下手人御免願候ニ付、百日押込置 不及下手人、

右四箇条の法文は、いずれも具体的な判例にもとづき、それを法文体に直したものである。その判例は左のA、Dである。

A 享保十三申年二月(檻)  
召仕ヲ折鑑ニて敲候もの事

増上寺領巢鴨村善左衛門地借

才兵衛店請酒屋市兵衛女房

な つ

右なつ義、召仕権八と申十四歳ニ成候者、酒代并見せニ置候売物盗ニ付、致折檻候処、当所急処之痛券候哉翌朝相果候、権八義常々不屈者と相聞候間、折檻仕間敷儀ニも無之候得共、夫留守之義、其若輩者ニ候へとも、仕形も可有之処、折檻甚敷候故相果候、不埒之仕方ニ付、なつ儀手鎖を懸ケ、夫市郎兵衛え百日預候、

B 鉄炮あた落ニて人殺之事

後藤庄左衛門御代官所

武州秩父郡上吉田村 百姓

万右衛門

右猪狩ニ罷出、畑へ猪追懸候後、万右衛門持候鉄炮あた落致、近所之岩ニ中り、玉それ候て三之允と申者へ中り、其疵ニて三之允相果候由、右之通ニ候へハ、万右衛門下手人可為候得共、三之允存命之内、万右衛門義、

親類其上ニ常々意趣等無之、不慮之怪我ニ候間、相果候共、下手人之御仕置御免被成下候様ニと相願、三之丞親兄弟迄も同様ニ願候、三之丞并親兄弟、右(之)通相願候条、御構有之間敷候得共、鉄炮を打ニ出候上ハ、筒先等心を付、入念可取扱義、極りたる事ニ候処、畢竟鹿末ゝあた落もいたし候、依之追放申付候、右之通可被申渡候、

六月

C  
享保十七年十月(經)  
弟子を致折鑑相果候を隱置候者御仕置之例

小石川下紺差町(マ、屋)

知恩院末 源覚寺懷園 六十才

右懷園義、円宿・円達と申弟子共方へ相廻り候所、芝居見物いたし候由にて夜ニ入帰り候旨、兩人ともニ致折鑑候上、裸ニ致シ食をも不与、土蔵へ入置候へハ、翌日円達相果候処、密下人へ申付、死骸為埋、欠落分ニ致依科、遠島申付候、

右之通、伺之上相済候、以上、

D  
子供怪我にて相果下手人ニ不及事

伊奈半左衛門御代官所

武州東葛西領下鎌田村百姓

市郎左衛門子半助

巳十三才

右半助義、同村百姓藤左衛門子十三才ニ相成候与助と申者と、狂い遊び候所、いさかい杯ニも無之、半助持候

小刀ニ与助当り、怪我ニて疵負相果候、親藤左衛門<sup>(右)</sup>も下手人御免之義願出候、依之下手人ニ不及、親一郎右衛門方ニて百日押込置候様、伺之上申渡候事、

享保十年巳五月

AとDはいずれも、「公事方御定書」の元文五年草案に見える判例である。<sup>(56)</sup>ただし、これらの判例は吉宗の指示によって採用を却下されたものである。それぞれの判例には却下の理由が、A「此ヶ条、例ニ難成ニ付、准御好除申候」、B「御好ニ付、本文之通大意計ニ成」、C「此ヶ条、例ニ難成義ニ付、准御好除申候」、D「此ヶ条、前ヶ条へ書加へ候ニ付、相除申候」と記されている。すなわち、本書は元文五年段階で不採用となった判例からも法文を採録したのである。ACは寺社領住民および僧侶についての事案であるから、寺社奉行所における判決と見るべきであろう。一方、BDは代官所管下の百姓についての事案であるから、勘定奉行所の判決であろう。

本書の半数ほどの法文については、具体的な依拠資料を明確にできないが、「幕府の判決の要旨を類集したものである」と述べる石井氏の見解<sup>(57)</sup>が当を得ているように思う。その判決の多くは、おそらく勘定奉行所のそれであろう。なお一部には、慣習法を成文化した場合もあった。たとえば、

一 木陰伐は、双方立合伐之事通例たり、

(六田畑、第一一六条)

一 女子も父之宗旨ニ成候儀通例也、

(二〇寺社後住、離旦、第三五四条)

一 惣て密通之儀、密会之所を押候か、或は艶書等其外慥成証拠等有之、密通と議定致す通例也、

(三四密通、第四八七条)

というように、「通例也」という文言で法文を締めくくる場合がそれに該当するであろう。また、左に示すのは「御定也」で法文を締めくくる。<sup>(59)</sup>これらの法文もまた慣習法か、あるいは判例法として定着していたのを成文化

したものと考えられる。

一 諸人一同之御救ニは、米穀能出来候儀と、人々分限を守り、費不致様之御仕置を專要ニ申付、此外諸人え不行渡儀は不申付御定也、

(一 公事訴訟  
罪科之者取捌大概、第五二条)

一 奉公人之請ニ立候儀、口入慥ニ候共、其ものゝ出所元宿等承届、下請人入念取候御定也、

(一 八奉公人、欠落、取逃、引負、第二八六条)

一 壇越之輩雖何寺たりと、可任其意、猥ニ僧侶之方より不可相争御定也、 (二〇寺社後住、離旦、第三四二条)

一 壇方建立由緒有之寺院住職之儀は、為其旦那計之条、本寺より遂相談、可任其意御定也、

(同右、第三四三条)

一金銀を以後住之契約致へからざる御定也、

(同右、第三四四条)

本書は、「公事訴訟取捌」、編纂さなかの「公事方御定書」の法文、おそらくはこれらに加えて勘定奉行所の判例などを主要な依拠資料として編集した法律書である。その内容は、人々の実生活にかかわる民事規定、犯罪と刑罰にかかわる刑事規定との両者を包含している。

本書の書名に「律令」というのは、序の冒頭に、

律令は天下を治むる法なり、令は前方に教へて善ニ至らしめ、律は後ニ懲し、善ニすゝめ、罪を犯す事なき様ニとの意ニして、罪を犯して以後、其者をのかさす罪ニ行ハんとの意ニてハなし、

と述べる記述<sup>60)</sup>に基づくとと思われる。すなわち律令とは天下を統治するための法である。そのうち令は、「前方に教へて善ニ至らしめ」る教令法である。したがって、法の内容を人々に周知させるのである。それに対し、律は教令法である令に違反した者を「後ニ懲」らすための懲罰法である。しかしながら、懲罰そのものが目的ではなく、

人々を「善ニすゝめ、罪を犯す事なき様ニと」することが法の趣旨であると説く。「律令要略」という書名には、このような律令法の趣旨に基づく法律書であるという意味が込められているのであろう。民事規定が令の法文に、刑事規定が律の法文にそれぞれ該当する<sup>(61)</sup>。

「公事方御定書」編纂の開始直前である元文二年（一七三七）十一月、三七〇餘箇条から成る「評定所御定書」という法律書が成立した<sup>(62)</sup>。この法律書は、主として出入筋を裁くための法文で構成されている。その増補版といへば「公事訴訟取捌」は刑事規定を多く増補したもの、その内容はやはり民事規定を主体とする。一方、今まさに編纂中の「公事方御定書」上下巻は、吟味筋を裁くための刑事規定を中心として編纂されようとしていた。そこには、国郡や村の境界争い、入会に関する争い、漁撈・狩猟をめぐる海川山の論争、田畑など耕作地をめぐる論争、堤井堰など利水治水問題、相続・養子・離婚のもめごと、および質入や借金をめぐる紛争、寺社後住や離旦那等を裁く規定、すなわち出入筋を裁くための実体法はほとんど含まれていない<sup>(63)</sup>。編者氏長は、こうした状況を承知して、出入筋および吟味筋の双方に対応可能な法律書として本書を編纂したのではなからうか。それ故に、本書冒頭に序を置いて吟味筋の心得を説き、ついで公事訴訟取捌之心得を配して出入筋の心得を説くのは、その故である。

本書の序には「寛保元酉年初夏日」という年月が記されるが、これはあくまでも氏長が序を記した年月であつて、本書成立の年月ではない。すでに考察したように、氏長は寛保二年二月二十九日に下知となった「公事方御定書」の法文を採録する一方、翌三月二十二日下知の法文を採録していない。したがって、本書の成立は寛保二年二月二十二日以後まもなくのことである<sup>(64)</sup>。

氏長は、人物がいまだ特定されていない。氏長は、「評定所御定書」を増補した「公事訴訟取捌」を利用してい

る。したがって「公事訴訟取捌」の成立は、元文二年十一月以降寛保元年頃の間求められる。これらの法律書の成立には、勘定奉行所に所属する勘定あるいは支配勘定、または評定所留役などが関与していると推測されるが、本書の編者は「公事訴訟取捌」をいち早く利用できる立場にあった人物である。氏長は、編纂が進行中の「公事方御定書」の法文をも参照できた。周知のように、「公事方御定書」は三奉行以外には他見を許さない秘密法として成立した。そのように機密性の高い法文を見ることが出来たのである。加えて、「大明律例譯義」をも参照している。「大明律例譯義」は享保五年（一七二〇）十二月、和歌山藩の儒医高瀬喜朴が將軍吉宗の命によって著述し、將軍に捧呈した書である。したがってこちらもまた、たやすく見ることの出来る書物ではない。氏長が参照した寛保元年（一七四二）の頃は、捧呈の約二十年の歳月が経過しているとはいえ、その写本が巷間に流布している筈もない。この書を参照することが出来るのは、特定の部署に所属する幕府役人に限られるであろう。<sup>(65)</sup>

これらの依拠資料をもっとも容易に利用できる人物は、「公事方御定書」編纂を担当する実務役人であろう。寛保二年四月六日、「公事方御定書」編纂の功績により、四人の実務役人が御定書御用掛三奉行とともに褒賞された。その四人とは、勘定で評定所留役の任にある浅井半左衛門、鵜飼左十郎、支配勘定の岩佐郷藏、倉橋武右衛門である。<sup>(66)</sup>浅井は元文二年六月に勘定に昇格するとともに評定所留役に就いた。三十八歳の時である。鵜飼は三十歳の元文五年五月、勘定に昇格して評定所留役に就任した。岩佐、倉橋の兩人は支配勘定として「公事方御定書」の編纂に従事するが、その就任年は不明である。寛保二年の時点で、岩佐、倉橋共に三十八歳である。<sup>(67)</sup>岩佐は寛保二年十二月に勘定に昇格して評定所留役に就き、翌三年七月頃までには浅井の後任の御定書掛となった。<sup>(68)</sup>

前述したように、公事吟味之心得の内容をみると、本書は評定所や勘定奉行所など中央の裁判役所の実務役人が用いるために編述されている。本書をめぐる以上に述べた状況からするならば、本書の編者としては、右の四人の

うちのいずれかがふさわしいと思う。そこで着目すべきは、序の末尾に「寛保元酉年初夏日 御勘定奉行公事方／杉岡佐渡守／氏長」という文言をもつ伝本の存在である。<sup>(69)</sup>この記事は、勘定奉行杉岡佐渡守能連を本書の編者に仮託しているのである。杉岡佐渡守は「公事方御定書」編纂の当初、御定書御用掛三奉行の一人として主力となつて作業を推進する。ところが、第二次草案である「元文四未年御帳」の編纂に着手して三箇月半ほど経つた元文三年七月二日、現職のままで逝去してしまう。つまり、寛保元年四月には生存していないのである。杉岡佐渡守に仮託した理由は、彼に縁の人物が本書を編纂したからではなからうか。右の四人の内、杉岡佐渡守のもとで評定所留役の任にあつたのは浅井半左衛門である。編者としては浅井半左衛門が最有力であらう。<sup>(70)</sup>「氏長」というのは、あるいは架空の名かも知れない。機密に属する資料を利用したために、実名を避けたということも考えられる。しかしながら、具体的な史料によつて編者氏長を特定できたわけではない。なお後考に期待したい。

## むすび

編者を浅井半左衛門に想定したとしても、腑に落ちないことがある。それは、本書が寛保二年三月二十二日下知の「公事方御定書」法文を採録しないことである。本書がこの直前に成立したとしても、その後、浅井がそれを補充するのは容易なことである。最終下知の法文を採録しなかったという意味において、「律令要略」は未完の法律書と言ふべきであらうか。又、序の日付が本文成立の年月より十箇月ほど前であることも不可解である。序が先に出来て本文成立が遅れたという単純なことなのか、あるいは特別な理由が存することなのか不明である。

ともかくも、「律令要略」は「公事方御定書」の編纂がまもなく終了しようする時に成立したとみなされる。本

書と同様、「公事方御定書」の編纂が進められている最中に成立した法律書が他にも存する。それは「評定所御定書」、および編纂途上にある「公事方御定書」の法文とを組み合わせ一書とした法律書である。これらは「公事方大成」「当時御法式」「裁許破綻背」「元文秘録」「台政評定訣」などと題する写本として伝えられている。「公事方大成」と「当時御法式」とは、寛保元年六月伺、同年九月二十二日下知の法文と「評定所御定書」とが組み合わせられている。「裁許破綻背」は寛保元年十一月伺、翌二年二月二十九日下知の法文と「評定所御定書」とが組み合わせられている。「元文秘録」は、寛保元年六月伺、同年九月二十二日下知の法文および寛保元年十一月伺、翌二年二月二十九日下知の法文を収載し、これと「評定所御定書」とが組み合わせられている。「台政評定訣」は、元文五年閏七月十六日伺、同月下知の法文に始まって、寛保元年十一月伺、同二年二月二十九日下知の法文に至る、実に五十三箇条を収載して、これに「評定所御定書」および幕府刑法と見なすべき法文五八箇条との三者が組み合わせられた法律書である。<sup>(71)</sup>したがってこれらの法律書の成立は、寛保元年九月二十二日下知以降、寛保二年二月二十九日下知の直後のころまでの間に求められる。編者として想定されるのは、やはり御定書御用掛を勤める評定所留役、支配勘定あるいは彼らの同僚などであろう。「律令要略」成立の背景には、これらの法律書の存在があったということがある。

ここで注目すべきは、「台政評定訣」に収載する五八箇条である。この五八箇条は幕府刑法と見なすべき法文であり、元文五年までに起草された「公事方御定書」の刑法規定を少なからず含んでいる。その五八箇条すべてが「公事訴訟取捌」のなかに見いだすことが出来るのである。<sup>(72)</sup>「律令要略」はそのような「公事訴訟取捌」を編纂資料として用いており、五八箇条のうち三〇箇条以上について、ほぼ同文あるいは同意の法文としてこれを継承している。<sup>(73)</sup>

以上に見た事実からすると、寛保元年九月以降、「公事方御定書」の編纂途上の法文と「評定所御定書」とを組み合わせた法律書の幾種類かが作られ、それと並行するかのよう「公事訴訟取捌」が編纂されたと考えられる。「律令要略」はこれらの成果を採り入れ、法文をより洗練させるとともに、項目を立てて法文を類集して法律書としての体裁を整えたのであった。<sup>(74)</sup>

前述したように中田薫氏は、本書には「律令」概念の復活が見られ、これを「中世法と異なる法律観の変化」と捉えておられる。<sup>(75)</sup> 重要な指摘である。「律令要略」は、律令法の考え方を念頭に置いて編纂された私撰の法律書なのである。律令法概念の芽生えは、享保年間における日中律令に関する研究がこれをもたらした。それらの研究はすべて將軍吉宗が主導したと言つてよい。高瀬喜朴著述の「大明律例譯義」はその先駆けをなす仕事である。<sup>(76)</sup>

- (1) 石井良助『近世法制史料叢書第二』序「三頁、昭和三十四年、創文社。
- (2) 岡琢郎『牧民心鑑・素書・律令要略序等』解説「三〇四頁、『司法資料』別冊一六号、昭和十八年、司法省秘書課。
- (3) 石井良助『近世法制史料叢書第三』序「二頁、昭和三十四年、創文社。
- (4) 中田薫「古法雜感」『法制史論集』第四卷五四頁、昭和三十九年、岩波書店(初発表は昭和二十二年)。
- (5) 荻田佳寿子「江戸幕府法の研究」九九〜一〇一頁、昭和五十五年、巖南堂書店。
- (6) 服藤弘司『刑事法と民事法』幕藩体制国家の法と権力IV、一七五頁、昭和五十八年、創文社。
- (7) 高塩博「大明律例譯義」について「小林宏・高塩博編『高瀬喜朴著大明律例譯義』所収七三〇頁、平成元年、創文社。
- (8) 大庭脩「江戸時代における中国文化受容の研究」二二二頁、昭和五十九年、同朋社出版、高塩博「大明律例譯義」について「前掲書七二四〜七二五頁。
- (9) 石井良助編『近世法制史料叢書』第二、二九七〜二九九頁。
- (10) 高塩博「大明律例譯義」について「前掲書七二〇〜七二二頁。
- (11) 小林宏・高塩博編『高瀬喜朴著大明律例譯義』六頁。

- (12) 石井良助編『近世法制史料叢書』第二、二九七頁。
  - (13) 小林宏・高塩博編『高瀬喜朴著大明律例譯義』六〇七頁。
  - (14) 小林宏・高塩博編『高瀬喜朴著大明律例譯義』八頁。
  - (15) 石井良助編『近世法制史料叢書』第二、二九七頁。
  - (16) 小林宏・高塩博編『高瀬喜朴著大明律例譯義』九頁。
  - (17) 石井良助編『近世法制史料叢書』第二、二九九・三〇〇頁。
  - (18) 「庁政談」は、「右三百七拾ヶ条は、元文貳年巳十一月、從三奉行伺之上、評定所之御定書也」という奥書を有し、ここに「評定所之御定書」と見えている。「庁政談」系統の写本は夥しい数が今日に伝存するが、「庁政談」の書名をもつ伝本はごく少数である。右の奥書に基づいて書名を「評定所御定書」とするのが、本書の性格をよりの確に表現するように思う。『幕府時代の掟及古文書数種』は、「御評定所定書」と題する写本を翻刻して収載する（『名古屋控訴院管内司法資料』一九号四一〜七四頁、昭和十年、名古屋控訴院）。「庁政談」が三六〇条であるのに対してこの書は三五五条で、条文数がやや少ないがその内容は「庁政談」に同じである。その奥書は「右三百七十余ヶ条は元文二年巳（ママ）巳十一月、縱奉行所窺之上、評定所之御定書也」というものである。拙蔵本にも「評定所御定書」と題する写本が存し、「右三百七拾余ヶ条は元文二年巳十一月、從三奉行窺之上評定所之御定書也」という奥書が存する。本書は三七六箇条を存し、若干の異同が見られるが、その法文の配列と内容は「庁政談」に同じである。荃田氏も「庁政談」系統本二四本を紹介するについては、「評定所定書」という項目をたてて説明している（『江戸幕府法の研究』八九〜九八頁）。したがって、本稿では奥書を尊重して「評定所御定書」という書名を用いることにする。
- なお、橋本久氏は、「庁政談」系統本を調査された際、その表題について次のように述べて居られる。「元來定まった名もたぬまま流布した本と推定し、かりに冒頭の項目名を採用して「公事訴訟取捌」の名を用いておきたい。当初の本を「評定所御定」と称した可能性はある」（『公事訴訟取捌』小考）『歴史と考古学』高井悌三郎先生喜寿記念論集六四九頁、昭和六十三年、真陽社）。
- 荃田氏の研究によると、「評定所御定書」は類本が多く、それらは条文数の上から三群に分けて考えることができるという。すなわち、二七〇箇条前後の第一群、奥書の三七〇箇条に準じる第二群、三八〇箇条から四〇〇餘箇条の第三群である。第一群は「元文二年二月、古例、先例を中心としたもの」であり、第二群は、「第一群を原本として、「公事訴訟取捌」（「公事掛」「質田地論借金」「奉公人出入」「裁許破掟背」「御仕置者」の項を増補し、古例、先例集から「公事訴訟取捌」規則へ形式がととのつてく

る。しかし一条Ⅱ項に大岡越前守支配の特例を規定していない。また元例の御書付をそのまま載録するなど、増補の大半が法令そのままを簡条書にした長文となる。」という。第三群は、「一条Ⅱ項に、「元文三年御帳」の下ケ札による、大岡越前守支配の特例が載録され、下限は寛保元年四月までで、「公事方御定書」編纂過程を反映する」という(『江戸幕府法の研究』九九～一〇〇頁)。

(19) 石井良助『近世法制史料叢書』第三序「二頁、昭和三十四年、創文社。

(20) 「庁政談」の奥書には「三百七拾ヶ条」とあり、編者石井氏が番号を与えた法文数は三六〇箇条である。「庁政談」は第二七五条と第二七六条との間に八箇条を脱落させている。後述する「公事訴訟取捌」(京大本)の第二八九条から第二九六条に該当する法文である。したがって、「庁政談」に収載する法文数は本来、奥書に記すとおり三七〇箇条であったと思われる。しかし荃田佳寿子氏によると、「評定所御定書」の条文数は、元文二年十一月時点においては三七〇箇条よりはるかに少ないという(『江戸幕府法の研究』九八～九九頁)。法文数の検討は、後考に俟ちたい。

(21) 荃田佳寿子氏は、「律令要略」と「庁政談」とを比較して、左のように述べておられる(『江戸幕府法の研究』一〇一頁)。

「律令要略」各諸本は名称・内容ともほぼ一定しているが、「庁政談」系統本は、異同が多い。「律令要略」は私撰であるが、「庁政談」は私撰・公撰について議論がある。両者の決定的な差異は、「律令要略」が「公事方御定書」に準じているのに対して「庁政談」系統本はいずれも、「御仕置」の中心である「逆罪」「人殺」「下手人」「重キ科人」等の条文を欠く。

(22) 「庁政談」系統の類本については、荃田佳寿子『江戸幕府法の研究』八九～一〇四頁参照。

「公事訴訟取捌」と題する法律書は、橋本氏によって京都大学法学部所蔵本が、藪氏によって東京大学法学部法制史資料室所蔵本がそれぞれ翻刻されている。左のごとくである。

橋本久『「公事訴訟取捌」(京都大学法学部所蔵)』『大阪経済法科大学法学研究所紀要』八号、昭和六十二年  
藪利和(「資料」)公事訴訟取捌『札幌学院法学』一二巻二号、平成八年

京大本は四〇七箇条、東大本は四一一箇条である(藪氏の翻刻は条文番号を与えていないので、筆写が数えた)。両者の間には、ごく少しながら法文の出入が見られ、配列についてもきわめてわずかの差異が存する。しかしながら、両書は同じ法律書とみてよい。

備後国福山藩が所蔵した「御定書写」と題する幕府法律書もまた、「公事訴訟取捌」と同じ内容を持ち、四〇六箇条から成る

(条文数は筆者が数えた)。この写本は、左記に翻刻紹介されている。

林紀昭「鏡檜文書館蔵『御定書寫』―御定書系藩刑法典の一考察」参考史料(Ⅱ)―『法と政治』三三卷二号、昭和五十七年  
橋本氏はまた、弘前藩士菊池形左衛門の筆写した「公事訴訟取捌」をも翻刻しておられる(「弘前藩の刑法典(七)―寛政律―」  
大阪経済法科大学『法学論集』一五号、昭和六十二年)。本書は、四〇四箇条から成り、条文配列においては京大本、東大本との  
異同が見られる。

(23) 橋本久「公事訴訟取捌」(京都大学法学部所蔵) 前掲誌七三頁。

(24) 左に示す「律令要略」の法文もまた、「公事訴訟取捌」における増補法文に基づいている。

一 檀那寺より挨拶も不承届、剃髪為致候寺院は逼寒、(「律令要略」第三五九条)

一 前菩提所より挨拶も不承届、剃髪於為致は其寺院逼寒、(「公事訴訟取捌」第一六二条)

(25) 橋本久「公事訴訟取捌」(京都大学法学部所蔵) 前掲誌七九〇頁。

(26) 石井良助編『近世法制史料叢書』第二、三二六頁。

(27) 橋本久「公事訴訟取捌」(京都大学法学部所蔵) 前掲誌八〇頁。

(28) 石井良助編『近世法制史料叢書』第二、三二四頁。

(29) 橋本久「公事訴訟取捌」(京都大学法学部所蔵) 前掲誌八六頁。

(30) 石井良助編『近世法制史料叢書』第二、三三四頁。

(31) 石井良助編『近世法制史料叢書』第二、三四七頁。

(32) ここで比較対照する「公事方御定書」下巻の法文は、寛保二年三月成立時の法文である。この時の法文については、荻田佳寿  
子「江戸幕府法の研究」五七一〜六〇八頁、藪利和「公事方御定書下巻」の原テキストについて『幕藩国家の法と支配』高柳真  
三先生頌寿記念八〇〜一三八頁、昭和五十九年、有斐閣 参照。

(33) 石井良助編『近世法制史料叢書』第二、三四三頁。

(34) 石井良助編『近世法制史料叢書』第二、三二二頁。

(35) 石井良助編『近世法制史料叢書』第二、三五〇頁。

(36) 石井良助編『近世法制史料叢書』第二、三三八頁。

- (37) 司省蔵版・法制史学会編『徳川禁令考』(平成二年第五刷、創文社) 後集第三、三九二〜三九三頁。
- (38) 『徳川禁令考』後集第四、八一〜八二頁。
- (39) 『徳川禁令考』後集第二、四一六〜四一七頁。
- (40) 『徳川禁令考』後集第三、一八九〜一九一頁。
- (41) 『徳川禁令考』後集第四、三四〜三五頁。
- (42) 元文五年閏七月の三奉行伺から徳川吉宗による寛保二年三月二十二日下知にいたる「公事方御定書」の編纂過程については、高塩博「公事方御定書」の編纂途上の法文を載せる法律書」(『國學院法學』五二卷一、六五〜六六頁、平成二十六年) 参照。
- (43) 「律令要略」に収載する編纂途上の「公事方御定書」の法文を一覧すると、左のようである。
- ★元文五年閏七月十六日伺、同年同月下知の法文(下巻五箇条)の内、左記の二箇条。
- ・「律令要略」五二科人拷問并訴人、旧悪の第六四三条:「公事方御定書」下巻第八十三條拷問可申付品之事
  - ・同五三火附并火札の第六四九条:同第七十條火附御仕置之事の第三・四項
- ★元文五年八月伺、同年八月二十八日下知の法文(上巻二箇条・下巻四箇条)の内、左記の二箇条。
- ・同一公事訴訟  
罪科之者取捌大概の第三九・四〇条:同第十一條論所見分并地改遣候事の第一・二項
  - ・同三公事出入証拠不用の第七五條:同第十三條裁許可取用証拠書物之事
- ★元文五年九月伺、同年十月五日日下知の法文(上巻二箇条・下巻二箇条)の内、左記の一箇条。
- ・同一二借金、売懸金銀の第一六九・一七〇条:同第四十條偽之証文を以金銀貸借いたし候もの御仕置之事
- ★元文五年十月伺、同年十一月七日下知の法文(下巻六箇条)の内、左記の二箇条。
- ・同四五科人を為立退候類の第五九四〜五九六条:同第八十條科人を為立退并住所を隠候者之事の第一・二項
  - ・同五四盜賊并携候類の第六七〇〜六七二条:同第五十七條盜物質ニ取又ハ買取候もの御仕置之事の第一〜三項
- ★元文五年十二月伺、寛保元年四月十四日下知の法文(下巻五箇条)の内、左記の五箇条。
- ・同一〇借金銀の第一六〇〜一六四條:同第三十三條借金銀取捌之事の第一〜五項
  - ・同一一借金、分散の第一六五條:同第三十五條借金銀分散申付方之事
  - ・同十五田畑永代売買、質田畑、小作滞取捌、二重質、二重書入、二重売の第二二五・二二六・二三一〜二四四條:同第三十一

条質地小作取捌之事の第一・四・六・十七項

- ・同一六欠落奉公人、盗人も准之の第二五九・二六四条：同第四十三條欠落奉公人御仕置之事の第二・七項
  - ・同一七奉公人請狀の第二六五・二七七條：同第四十二條奉公人請人御仕置之事の第一・三・五・十三項
- ★寛保元年三月二十三日伺、同年四月二日下知の法文（下巻三箇條）の内、左記の二箇條。

- ・同一六欠落奉公人、盗人も准之の第二五八條：同第四十三條欠落奉公人御仕置之事の第一項
  - ・同一七奉公人請狀の第二七八・二七九條：同第四十二條奉公人請人御仕置之事の第十四・十五項
- ★寛保元年六月伺、同年九月二十二日下知の法文（下巻九箇條）の内、左記の八箇條。

- ・同一一借金、分散の第一六六條：同第三十九條倍金并白紙手形にて金銀貸借いたし候もの御仕置之事
  - ・同一九地頭え強訴、其上致徒党逃散之百姓の第四三〇條：同第二十八條地頭え対し強訴其上徒党いたし逃散之百姓御仕置之事
  - ・同一三一隠鉄炮打、鳥殺生人、同訴人の第四五一・四五七條：同第二十一條隠鉄炮有之村方咎之事の第一・八項
  - ・同四三申掛偽の第五八六條：同第六十五條申掛いたし候もの御仕置之事の第五項
  - ・同四八怪我にて相果候もの之相手の第六二五・六二七條：同第七十四條怪我にて相果候者相手御仕置之事の第一・三項
  - ・同五五盗人の第六七九・七〇〇條：同第五十六條盗人御仕置之事の第一・十一項・十六・二十六項
  - ・同六三人殺の第七二・八〇三條：同第七十一條人殺并疵付等御仕置之事の第一・六・十一・十八・二十一・二十二・二十五・二十七・二十八・三十・四十・四十二・四十三項
  - ・同六四十五歳以下御仕置の第八一九・八二一條：同第七十九條拾五歳以下之もの御仕置之事の第一・三項
- ★寛保元年十一月伺、寛保二年二月二十九日下知の法文（下巻三四箇條）の内、左記の二三箇條。
- ・同一一借金、分散の第一六七條：同第三三條借金銀取捌之事の第七項
  - ・同一五田畑永代売買、質田畑、小作滞取捌、二重質、二重書入、二重売の第二五五・二五七條：同第三十七條二重質二重書入二重売御仕置之事の第一・三項
  - ・同一七奉公人請狀の第二八二・二八四條：同第四十二條奉公人請人御仕置之事の第十六項および寛保二年三月までに削除の二項
  - ・同一七輕罪の第四〇五・四〇六條：同第八十四條遠島者再犯御仕置之事の第一・二項

- ・同三五狼藉あはれ者の第五一六・五一七条：同第七十六条あばれもの御仕置之事の第一・二項
- ・同三五狼藉あはれ者の第五一八条：同第七十五条婚禮之節石を打候もの御仕置之事
- ・同三八御法度之宗旨、新規之神事仏事奇怪異説の第五三五・五四〇条：同第五十二条三鳥派不受不施御仕置之事の第一・六項
- ・同三八御法度之宗旨、新規之神事仏事奇怪異説の第五四一・五四二条：同第五十三条新規之神事仏事奇怪異説御仕置之事の第一・二項
- ・同四四科人欠落尋の第五八七・五八九条：同第八十二条科人欠落尋之事の第一・二項
- ・同四六人相書を以尋の第六〇一・六〇三条：同第八十一条人相書を以御尋ニ可成もの之事
- ・同五〇可訴出儀を押隠候類の第六三六・六三七条：同第五十九条倒死并捨物手負病人等有之を不訴出もの御仕置之事の第一・二項
- ・同五一辻番人御仕置之第六三九・六四二条：同第八十六条辻番人御仕置之事の第一・四項
- ・同五三火附并火札の第六五四・六五五条：同第七十条火附御仕置之事の第一・二項
- ・同五四盜賊并携候類の第六七六・六七八条：同第五十七条盜物質ニ取又ハ買取候もの御仕置之事の第四・六項
- ・同五五盜人の第七〇一・七〇四条：同第五十六条盜人御仕置之事の第十二・十五項
- ・同五六廻船荷物の第七〇五・七〇六条：同第三十八条廻船荷物出売出買并船荷物押領いたし候もの御仕置之事の第一・二項
- ・同五七謀書、謀判、巧偽、火札捨文捨子の第七二五・七二六条：同第六十二条謀書謀判いたし候もの御仕置之事の第一・二項
- ・同五七謀書、謀判、巧偽、火札捨文捨子の第七二七・七二八条：同第六十三条火札張札捨文いたし候もの御仕置之事の第一・二項
- ・同五七謀書、謀判、巧偽、火札捨文捨子の第七二九・七三〇条：同第四十五条捨子の儀ニ付御仕置之事の第一・二項
- ・同五八似せ事、毒葉の第七三一・七三二条：同第六十六条毒葉并似せ葉種壳御仕置之事の第一・二項
- ・同五八似せ事、毒葉の第七三三・七三四・七三五条：同第六十七条似せ金銀拵候者御仕置之事
- ・同五八似せ事、毒葉の第七三四・七三五条：同第六十八条似せ秤似せ枰似せ朱墨拵候者御仕置之事の第一・二項
- ・同六三人殺の第八〇四・八一八条：同七十一条人殺并疵付等御仕置之事の第七・十・十七・十九・二十・二十三・二十四・二十六・二十九項

この一覧表からも分かるように、「律令要略」は下知の済んだ「公事方御定書」の法文を漏れなく採録したわけではない。採録にあたっては何らかの基準にしたがって取捨選択がなされたのであろう。

- (44) 石井良助編『近世法制史料叢書』第二、三三三頁。
- (45) 『徳川禁令考』後集第三、二頁。
- (46) 石井良助編『近世法制史料叢書』第二、三三三頁。
- (47) 『徳川禁令考』後集第二、二六頁。
- (48) 石井良助編『近世法制史料叢書』第二、三四五頁。
- (49) 高塩博「公事方御定書」の編纂過程と「元文五年草案」について『國學院法學』四八巻四号二一八頁、平成二十三年、同右一一九頁。
- (50) 石井良助編『近世法制史料叢書』第二、三一四頁。
- (51) 高塩博「公事方御定書」の編纂過程と「元文五年草案」について「前掲誌一〇三頁。
- (52) 石井良助編『近世法制史料叢書』第二、三四七頁。
- (53) 高塩博「公事方御定書」の編纂過程と「元文五年草案」について「前掲誌一一九頁。
- (54) 石井良助編『近世法制史料叢書』第二、三四五頁。
- (55) 高塩博「公事方御定書」の編纂過程と「元文五年草案」について「前掲誌一一・一二・一一九頁。
- (56) 石井良助編『近世法制史料叢書』第二、三一〇・三八二・三三七頁。
- (57) 石井良助編『近世法制史料叢書』第二、三〇六・三二三・三三七頁。
- (58) 石井良助編『近世法制史料叢書』第二、二九七頁。
- (59) 前掲した中田薫氏の指摘が、「律令要略において律と云い令と云うものは、具体的に如何なる規定を指したものか」として、刑事法にあたる法文を律と捉え、「著者が令と称したものは恐らく此民事的判例であろう」と述べるのは、当を得ていよう。
- (60) 石井良助「近世法制史料叢書」第三序「二頁参照。
- (61) 「公事方御定書」の中に民法規定が少ないことにつき、笠谷和比古氏は、

同書(「公事方御定書」引用者)においては民事訴訟法関係の条項は少なからず存在するのであるが、民法関係の条項が僅少であることが、しばしば指摘される。しかしながらこれは『公事方御定書』では民法関係の事項を除外したというのではなく、実体私法一般が徳川時代の幕府制定法の中で発達しなかったという事情に由来しているのであろう。

と述べておられる「習俗の法制化」『岩波講座日本通史』第一三巻近世三、一五二頁、平成六年)。「公事方御定書」に「民法関係の条項が僅少であること」は事実である。しかしこの事実とは、「実体私法一般が徳川時代の幕府制定法の中で発達しなかったという事情に由来」するのではないと考える。なぜなら、民法の実体法については、「評定所御定書」乃至「公事訴訟取捌」に委ねるという「公事方御定書」の編纂方針に由来すると考えるからである。

ちなみに、笠谷氏は右論文を『徳川吉宗』(ちくま新書、平成七年)に再録するが、右の一説を削除しておられる(同書一四三頁)。

(64) 「律令要略」は「公事訴訟  
罪科之者取捌大概の第六六条として、諸宗寺院に関わる公事訴訟の取扱についての触書を載せるが、その日付は寛保元年十一月十八日である。「寛保元酉年初夏日」は、やはり序を記した日付と解すべきであろう。

(65) 幕府評定所が所持していた「大明律例譯義」が、今日、国立公文書館内閣文庫に伝えられている(架号一八二・五八二、高塩博『「大明律例譯義」について』前掲書七二九・七三二頁)。評定所は「公事方御定書」の編纂当時において、すでにこの書を所持して利用に供していたと考えられる。

(66) 御定書御用掛を褒賞する記事は、「評定所御定書」「公事方御定書」の写本の奥書にしばしば見られる。左のような記事である(括弧内は引用者)。

時服七

牧野越中守(貞通、寺社奉行)

同 四

石河土佐守(政朝・北町奉行)

同 四

水野対馬守(忠伸・勘定奉行)

右は御定書御用相動候ニ付、於御座之間

御目見、且又拝領物有之候、

金一枚

御勘定評定留役 浅井半左衛門(豫充)

同 断

鶴飼左十郎(実道・御勘定評定留役)

銀拾枚

岩佐郷藏(茂矩・支配勘定)

同 断

倉橋武右衛門（景平・支配勘定）

右御定書御用相務候ニ付、躑躅之間ニて被下之旨、松平左近將監殿被仰渡候、以上、

戌四月六日

(67) 『(新訂) 寛政重修諸家譜』第二十、九・一五五頁、同第二十一、一二六・一九五頁（昭和四十一年、続群書類従完成会）。

(68) 大岡忠相日記の寛保三年七月十二日条に、「留役御用懸り」として鵜飼左十郎と岩佐郷藏の名が記される（大岡家文書刊行会編『大岡越前守忠相日記』中巻一〇〇頁、昭和四十七年、三一書房）。

(69) 拙蔵本、ならびに古書目録（『福地書店和本書画目録』平成十七年七月号）所載の伝本。後者は名古屋大学教授神保文夫氏の「教示」による。

(70) 茎田佳寿子氏もまた、「律令要略」は「勘定奉行所配下評定所属吏のもとで」編纂がなされたと指摘しておられる（『江戸幕府法の研究』一〇一頁）。

(71) 高塩博「公事方御定書」の編纂途上の法文を載せる法律書『國學院法學』五二巻一号。

(72) 同右七九、一〇〇～一〇二参照。

(73) いくつかの法文について「公事訴訟取捌」と「律令要略」とを比較してみよう。

- |                                                                                                     |                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| (1) 一手負人を不訴出五人組は、過料、名主ハ戸メ、<br>一手負人を不訴出 名主 戸メ、五人組 過料、                                                | 〔公事訴訟取捌〕第二五五条<br>〔律令要略〕第六三四条 |
| (2) 一女房ニ疵付、平癒候共理不尽ニ付、門前払、<br>一輕キもの理不尽ニ妻ニ疵負セ、疵平癒候共 門前払、                                              | 〔公事訴訟取捌〕第三八三条<br>〔律令要略〕第六一一条 |
| (3) 一牢屋焼失之節、致欠落候ものは、死罪、<br>一牢屋焼失之時、欠落候もの 古例死罪、                                                      | 〔公事訴訟取捌〕第三七八条<br>〔律令要略〕第五七三条 |
| (4) 一盜可仕と忍入候得は、死罪、<br>一盜ニ忍入候中小姓体 死罪、                                                                | 〔公事訴訟取捌〕第三七七条<br>〔律令要略〕第六六二条 |
| (5) 一新規祭仕出し村々え送り遣におゐてハ、頭取其村名主組頭、追放、古例、<br>一新規ニ祭を仕出し、村々え送り遣候もの 古例 <small>頭取名主</small> 追放、〔律令要略〕第五五六条 | 〔公事訴訟取捌〕第二六六条                |

(2)と(4)とに小さな差異が見られるが、趣旨は同じである。(2)(4)ともに「律令要略」の方が法文が整っており、解釈に疑義の生じる余地が少なくなっている。すなわち、「律令要略」は(2)においては犯罪の主体を「軽キもの」と明記し、(4)においては「侍」を「中小姓体」に限定しているのである。このように、「律令要略」の方が法文として完成度が高い。

(74) なお、「律令要略」と同じ本文をもつ法律書に、「通律秘訣」と題する写本が存する。「通律秘訣」は、本文の前に次の記事を存する。それは(1)御製大明律序、進大明律表、(2)本朝五罪并異国五刑、本朝八虐并異国十惡、本朝六議并異国八議、異国例分八字之義、(3)律意、(4)公裁得趣、(5)御評定所掛札、(6)通例律、(7)律目である。このうち(3)律意と(4)公裁得趣とは、「律令要略」の序と公事訴訟之心得とにそれぞれ同じである。また(7)律目は目録のことである。共に表現を変えただけで、内容は「律令要略」に同じである。したがって「通律秘訣」による増補は、(1)(2)(5)(6)である。(6)通例律は、通則規定を六九箇条にまとめたものである。その第二十三条に「一御三家御三卿老若三位以上ハ、応議ニ准シ、伺ノ上決斷スヘシ」とあって、ここに「御三卿」と見える。御三卿の清水家は宝暦九年(一七五九)の創立であるから、「通律秘訣」の編述は同年以降のことである。本書の伝本は、都立中央図書館所蔵本(架号六二三一四〇)、酒田市立光丘文庫所蔵本(架号三六五七)を確認できたに過ぎない。さほど普及しなかったようである。

(75) 中田薫「古法雜感」前掲書五四頁。

(76) 吉宗の主導した享保年間の日中律令法の研究とその成果については、大庭脩『江戸時代における中国文化受容の研究』(昭和五十九年、同朋舎出版)、高塩博「江戸時代享保期の明律研究とその影響」(池田温・劉俊文編『日中文化交流史叢書』第二卷法律制度所収、平成九年、大修館書店、同「荷田春満の律令研究」(『新編荷田春満全集』第九卷律令所収解説、平成十九年、おうふう)等参照。